

白老町立介護医療院 えみえみ 利用料金表 (R 7.8~)

1 利用料金

① 食費・居住費

入所者負担段階	居住費 (滞在費)	食費	合計	
	負担限度額	負担限度額	入所者負担金	
個室	第1段階	550 円/日 16,500 円/月	300 円/日 9,000 円/月	850 円/日 25,500 円/月
	第2段階	550 円/日 16,500 円/月	390 円/日 11,700 円/月	940 円/日 28,200 円/月
	第3段階①	1,370 円/日 41,100 円/月	650 円/日 19,500 円/月	2,020 円/日 60,600 円/月
	第3段階②	1,370 円/日 41,100 円/月	1,360 円/日 40,800 円/月	2,730 円/日 81,900 円/月
	第4段階 (課税世帯、負担段階非該当)	1,728 円/日 51,840 円/月	1,445 円/日 43,350 円/月	3,173 円/日 95,190 円/月
多床室	第1段階	0 円/日 0 円/月	300 円/日 9,000 円/月	300 円/日 9,000 円/月
	第2段階	430 円/日 12,900 円/月	390 円/日 11,700 円/月	820 円/日 24,600 円/月
	第3段階①	430 円/日 12,900 円/月	650 円/日 19,500 円/月	1,080 円/日 32,400 円/月
	第3段階②	430 円/日 12,900 円/月	1,360 円/日 40,800 円/月	1,790 円/日 53,700 円/月
	第4段階 (課税世帯、負担段階非該当)	697 円/日 20,910 円/月	1,445 円/日 43,350 円/月	2,142 円/日 64,260 円/月

食費・居住費については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた方は、当該認定書に記載されている負担限度額（上記表に掲げる額）となります。

◆負担区分条件

- ・第1段階：生活保護受給者または本人及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者
- ・第2段階：本人及び世帯全員が住民税非課税で「年金収入（※）と合計所得金額」の合計が80.9万円以下の方。かつ預貯金、有価証券等の合計が単身で650万円以下（夫婦は1,650万円以下）。
- ・第3段階①：本人及び世帯全員が住民税非課税で「年金収入（※）と合計所得金額」の合計が80.9万円を超え120万円以下の方。かつ預貯金、有価証券等の合計が単身で550万円以下（夫婦は1,550万円以下）。
- ・第3段階②：本人及び世帯全員が住民税非課税で「年金収入（※）と合計所得金額」の合計が120万円を超える方。かつ預貯金、有価証券等の合計が単身で500万円以下（夫婦は1,500万円以下）。

（※）年金収入とは、課税年金（国民年金や厚生年金等）と非課税金（障害年金や遺族年金）の合計を指します。前年中の収入・所得に基づいて判定され、配偶者は世帯分離をしても含まれます。

②基本料金 II型介護医療院サービス費

看護6：1 + 介護6：1 (併設型小規模介護医療院)

区分・要介護度	基本 単位	利用料	利用者負担額/日			(例) 1割負担 30日計算		
			1割負担	2割負担	3割負担			
(I)	i 従 来 型 個 室	要介護1	675	6,750 円	675 円	1,350 円	2,025 円	20,250 円
		要介護2	771	7,710 円	771 円	1,542 円	2,313 円	23,130 円
		要介護3	981	9,810 円	981 円	1,962 円	2,943 円	29,430 円
		要介護4	1,069	10,690 円	1,069 円	2,138 円	3,207 円	32,070 円
		要介護5	1,149	11,490 円	1,149 円	2,298 円	3,447 円	34,470 円
	ii 多 床 室	要介護1	786	7,860 円	786 円	1,572 円	2,358 円	23,580 円
		要介護2	883	8,830 円	883 円	1,766 円	2,649 円	26,490 円
		要介護3	1,092	10,920 円	1,092 円	2,184 円	3,276 円	32,760 円
		要介護4	1,181	11,810 円	1,181 円	2,362 円	3,543 円	35,430 円
		要介護5	1,261	12,610 円	1,261 円	2,522 円	3,783 円	37,830 円

③ 加算・減算料金

1) 基本サービス費の加算等について (該当する場合)

加算項目	基本 単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
初期加算	30	300 円	30 円	60 円	90 円	1日につき 入所日から30日以内
当施設に入所した日から30日以内の期間算定します。						
退院時情報提供加算 (I)	500	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円	1回につき
入所者が居宅、社会福祉施設等へ退所する場合、退所後の主治医に対し、当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合に算定します。						
退院時情報提供加算 (II)	250	2,500 円	250 円	500 円	750 円	1回につき
入所者が退所して医療機関に入院する場合、当該医療機関に対し、当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合に算定します。						
再入所時栄養連携加算	200	2,000 円	200 円	400 円	600 円	1人につき1回が限度
当施設に入所していた者が退所し病院等に入院後、再度当施設に入所する際、当初に入所していた時と再入所時で栄養管理が異なる場合に、当施設の管理栄養士が入院先の病院等の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を策定した場合に算定します。						
試行的退所サービス費	800	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	1日につき 1月につき6日を限度
退所が見込まれる場合に、医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等により、退院して居宅において療養を継続する可能性があるかどうか検討し、試行的に退所した際に介護医療院が居宅サービスを提供した場合に所定単位数に代えて算定します。(試行的な退所に係る初日及び最終日は算定しません)						
外泊したときの費用	362	3,620 円	362 円	724 円	1,086 円	1日につき 1月につき6日を限度
居宅における外泊が認められた時に所定単位数に代えて算定します。(外泊の初日及び最終日は算定しません。)						
他医療機関受診時費用	362	3,620 円	362 円	724 円	1,086 円	1日につき 1月につき4日を限度
当該入所の原因となった傷病以外の傷病に罹患し、専門的な診療が必要になった場合に、他医療機関において診療が行われた場合に所定単位数に代えて算定します。						

加算項目	基本 単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
療養食加算	6	60 円	6 円	12 円	18 円	1日につき3回を限度
		療養食加算は、疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。				
栄養マネジメント強化加算	11	110 円	11 円	22 円	33 円	1日につき
		低栄養状態又はそのおそれのある入所者に対して、他職種共同で栄養ケア計画を作成し、これに基づく栄養管理を行うとともに、その他の入所者に対しても食事の観察を行い、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合に算定します。				
科学的介護推進体制加算（I）	40	400 円	40 円	80 円	120 円	1月につき
		入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を施設サービスの適切かつ有効な提供に活用している場合に算定します。				
科学的介護推進体制加算（II）	60	600 円	60 円	120 円	180 円	1月につき
		科学的介護推進体制加算（I）に加え、疾病、服薬の状況等を厚生労働省に提出し、その情報を施設サービスの適切かつ有効な提供に活用している場合に算定します。				
安全対策体制加算	20	200 円	20 円	40 円	60 円	入院初日に限る
		事故発生又はその再発防止のたみに必要な措置を講じるとともに、安全対策の担当者が必要な外部研修を受講し、施設内に安全管理部門を設置するなど組織的な安全対策体制が整備されている場合に、算定します。				

2) 特別診療費

日常的に必要な医療行為として厚生労働大臣が定める次の特別診療を行った場合、所定の費用が別にかかります。（該当する場合）

特別診療費項目	基本 単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
感染対策指導管理	6	60 円	6 円	12 円	18 円	1日につき 入所日から30日以内
		当施設に入所した日から30日以内の期間算定します。				
褥瘡対策指導管理（I）	6	60 円	6 円	12 円	18 円	1日につき
		褥瘡の発生と関連のあるリスクについて入所時等に評価するとともに少なくとも3月に1回評価を行い、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成している。				
褥瘡対策指導管理（II）	10	100 円	10 円	20 円	30 円	1日につき
		褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡が治癒したこと、又は褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について褥瘡の発生がない場合に算定します。				

④ 差額室料（特別な療養室）

区分	設備等	利用料金（日額・税込）	利用料金（30日計算・税込）
個室	テレビ・冷蔵庫・ 洗面台・チェスト・ ワードローブ・ トイレ	白老町民：4,400円/日 町民以外：7,700円/日	白老町民：132,000円/月 町民以外：231,000円/月

⑤ その他の料金

項目	内 容	利用料金
テレビ使用料	テレビの使用に対する電気使用費用（税込）	165円/日
冷蔵庫使用料	冷蔵庫の使用に対する電気使用費用（税込）	165円/日
療養生活セット	必要な衣類・タオル類・生活用品の提供（身の回り品を含む）	495円/日
	タオル類・生活用品の提供（身の回り品を含む）	341円/日
教養娯楽費	レクリエーション、クラブ活動参加費としての材料費等	実費相当額
理美容代	理容・美容サービス料	実費相当額
日常生活品代	日常生活品の購入代金等、日常生活に要する費用で、入所者に負担していただくことが適当であるものに係る費用	実費相当額
健康管理費	インフルエンザ予防接種等に係る費用	実費相当額
その他実費	各種証明書、診断書作成料等	実費相当額